# 第69期定時株主総会
# 継続会開催ご通知

Injection for Innovation

**日時　2025年7月24日（木曜日）午前10時**

**場所　長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地**
**当社　本社本館２階会議室**

**株主総会のお土産はご用意しておりません。予めご了承願います。**

日精樹脂工業　株式会社

証券コード：6293

**目　次**


**第69期定時株主総会継続会開催ご通知** …… 1

**事業報告**
Ⅰ．企業集団の現況に関する事項…… 4
Ⅱ．会社の株式に関する事項…… 12
Ⅲ．会社役員に関する事項…… 13
Ⅳ．会計監査人の状況…… 20
Ⅴ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況…… 21

**連結計算書類**
連結貸借対照表…… 24
連結損益計算書…… 25

**計算書類**
貸借対照表…… 26
損益計算書…… 27

**監査報告書**
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 … 28
会計監査人の監査報告書 謄本 …… 31
監査等委員会の監査報告書 謄本 …… 34

株主総会継続会会場ご案内図

証券コード6293
2025年７月14日

株　主　各　位

長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地
日精樹脂工業株式會社
代表取締役社長　依　田　穂　積

# 第69期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記により開催いたしますのでご案内申しあげます。

本継続会の開催に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.nisseijushi.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6293/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日精樹脂工業」又は「コード」に当社証券コード「6293」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、本継続会は、2025年６月26日開催の第69期定時株主総会の継続会であり、第69期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第69期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一になりますことを申し添えます。

敬具

記

**1. 日　　時**　2025年７月24日（木曜日）午前10時

**2. 場　　所**　長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地
当社　本社本館２階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**3. 会議の目的事項**

**報告事項**
1. 第69期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

以上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら本開催ご通知とあわせてお送りする「第69期定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎本継続会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、「会社の新株予約権等に関する事項」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条第２項の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告および連結計算書類ならびに計算書類には、当該書面に記載のもののほか、この「会社の新株予約権等に関する事項」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

# 第69期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2025年５月12日付「2025年３月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてご案内しましたとおり、2025年３月期の決算作業過程においてタイ生産子会社と米国販売子会社間の取引における為替換算レートの適用に相違があったことが判明し、決算関連手続きに遅れが生じました。そのため、2025年６月26日開催の第69期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において、その目的事項のうち、報告事項「第69期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第69期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類の内容報告の件」のご報告を行うことができませんでした。

そのため、当社は、本総会において、上記報告事項につきましては、本総会を開催し、ご報告をさせていただくこと、ならびに本継続会の開催日時および場所の決定は取締役会にご一任いただくことを株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただきました。

このたび、一連の決算手続き等が完了したことで、本継続会を開催できる運びとなりましたので、ここに本継続会の開催をご案内させていただきます。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、心からお詫び申しあげます。

# 事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

## Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界情勢は、ロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクの高まり等から資源エネルギー価格および原材料価格の高騰等に加え、期中後半より米国新政権発足に伴う大規模な関税の引き上げ方針をめぐる世界経済の悪化懸念の高まりから先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する射出成形機業界では、急激な円安による原材料価格の高騰および世界における設備投資需要の回復の遅れから厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは、長期成長戦略として第70期（2026年３月期）を最終年度とする「フューチャーデザイン2026」の達成と第67期（2023年3月期）を初年度とする第四次中期経営計画を展開してまいりました。

事業拠点につきましては、本年１月にグローバル生産体制強化の一環として米国テキサス工場（NISSEI AMERICA, INC.）における生産能力の増強を図るため工場の拡張工事を完了、稼働を開始いたしました。拡張した工場では、型締力3,000ｔクラスまでの射出成形機を生産することが可能となりました。今後、北米市場では、自動車産業や住設・建設資材向けを中心に超大型の射出成形機への需要が増加することが見込まれ、北米市場での拡販に繋げてまいります。

商品につきましては、業界トップクラスの低床化を実現したハイブリッド式竪型射出成形機TWXシリーズについて大型クラスTWX460RⅢ50BVを開発いたしました。同機は金属等を金型に入れて一体として射出成形するインサート成形に最適な成形機で自動車や電子部品等幅広い分野で用いられており国内４割の販売シェアを有し、国内成形機メーカーでは最大クラスの型締力となります。

セールス展開につきましては、お客様の課題解決型企業としてプラスチック総合展からプライベート展へ誘導することでお客様に満足を提供するプロモーションを展開いたしました。昨年１月に稼働を開始した中国・浙江省海塩県の生産子会社「日精塑料机械（海塩）有限公司」において昨年10月に開業式典を執り行うと同時にプライベート展を開催いたしました。中国太倉工場製の射出成形機を中心に６台を出展し、地元浙江省に多くの企業が集積している「化粧品」、「医療機器」、「自動車」の各業種向けのソリューション技術の実演を行った他、当社が業界内でいち早く取り組んできた、バイオプラスチックなどの環境対応素材の利用技術の提案も行いました。

また、当社は、グループの事業展開を支える人的資本の強化として、「人材の採用、確保、育成」「ダイバーシティの推進」「働き方改革、健康経営の実践」を柱として人事戦略を進めております。人材の採用、確保、育成としては、様々な国籍、技術、資格、経験を持った人材の確保のため米国マサチューセッツ州ボストン市で開催されるボストンキャリアフォーラムに参加し、海外教育機関での履修者を採用し、多

様な人材の確保を進めました。ダイバーシティの推進としては、2026年３月期に女性管理職８％以上、女性従業員比率20％以上、労働者全体における男女間賃金差異75％以上を目標に取り組みを進め、今期においては、海外現地法人の財務担当者を対象に経理業務を進める上での問題点の共有化、本社経営陣とのコミュニケーションを図り、最新の市場動向や技術知識を身に付けるリスキリングの機会として本社において研修会を開催いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比0.9%増の474億９千３百万円となりました。このうち、国内売上高は124億６千５百万円、海外売上高は350億２千７百万円となり、海外売上比率は73.8%（前期実績は72.0％）となりました。

利益面におきましては、営業利益は４億４千２百万円（前期比37.3％減）、経常利益は３億４千３百万円（同6.9％増）となりました。

このほかNEGRI BOSSI S.P.A.の特別退職金として５億１千６百万円を計上したことから親会社株主に帰属する当期純利益は７千６百万円（前期実績は親会社株主に帰属する当期純損失５億２百万円）となりました。

なお、製品別の売上状況は、次のとおりであります。

〔射出成形機〕

主力である射出成形機につきましては、売上高は345億６千３百万円(前期比1.6%増)となりました。

〔周辺機器・部品・金型等〕

周辺機器の売上高は22億６百万円(前期比8.6%減)、部品の売上高は、91億7千３百万円(同7.0%増)、金型等の売上高は、15億４千９百万円(同25.4%減)となりました。

**2. 設備投資の状況**

当連結会計年度中に実施した設備投資総額は22億３千８百万円であり、その主な内訳は、日精塑料机械（海塩）有限公司の工場建設費用10億４百万円および米国工場の増築工事費用６億８百万円であります。

**3. 資金調達の状況**

当連結会計年度中に主として、中国、アメリカ等での設備投資等および運転資金を目的に金融機関より10億円の資金調達を実施しております。

**4. 重要な組織再編等の状況**

該当事項はありません。

## 5. 対処すべき課題

第69期（2025年3月期）におきましては、当社が下請法の適用対象となるお取引先様に対して木型等の一部を無償で保管させていた行為、並びに、当社製品に使用する部品の仕入れに係る委託取引において受発注数の認識に齟齬がある中で給付内容を減少させるに至った事案が下請法に抵触するとして公正取引委員会から勧告を受けました。この対応として社内管理体制を強化し、注文書の交付の徹底と適正な記載事項の確保、支払条件・価格交渉プロセスの適正化等の対応を確実に実施し、法令遵守、および取引の健全化を図り、公正な事業運営の確立を徹底いたします。

また、当社の連結決算業務において、外貨建取引の為替レート適用および海外連結子会社との債権・債務の消込処理に関し内部統制の不備が確認され決算開示に相当の時間を要しました。これら財務報告に係る重要な不備を是正するために、為替レート適用ルールの統一、財務処理の適正化、モニタリング体制の強化により誤謬の早期発見、外貨取引処理の自動化等の再発防止策を実施し、適切な内部統制の整備及び運用を図り財務報告の正確性向上とガバナンス強化を図ってまいります。

営業関連につきましては、第四次中期経営計画の最終年度として脱炭素社会の形成と資源循環システムの構築に貢献し、長期目標の「フューチャーデザイン2026」の達成に向けた総仕上げを行うことを目標に事業を推し進めました。販売実績は68期と比較し微増ではありましたがニッチな分野である金属成形や半導体設備関連からの需要が増加いたしました。また当社技術の訴求ポイントである「低圧成形法」を軸に省エネ・省スペースを体現し、成形のダウンサイジングを展開した結果、日本国内での大型機のシェアが10％まで増加したこと等があります。

今年度は第五次中期経営計画の初年度であり「本３カ年は当社グループとお客様をDXで繋ぐ基盤となるプラットフォームを創出する」として以下の５項目に取り組んでまいります。

1点目が、成形現場の「成形条件は自分で設定すべき」という固定概念を拭い去り日常的なルーチンである成形条件設定をDXにより自動化することで人手不足の軽減と時短を実現し、煩わしさの少ない成形加工業の新しい姿を提唱してまいります。

2点目は、地域別施策および地政学リスクへの対応として、米国工場での超大型機の生産から米国内のシェアアップを図り、中国においては中国生産機をもって自動車、医療分野への参入を図ります。また新たにインド工場を設立することでBOP（Base of the Pyramid）向けの電動射出成形機の生産・販売を推進し、SDGsの達成を目指します。欧州においては欧州需要の50％を占めるドイツ市場に参入し欧州におけるシェアアップを目指します。

3点目は、サステナビリティへの貢献としてバイオマスプラスチックであるPLA（ポリ乳酸）と間伐材の混合材料の成形システムに続き、独自のPLA射出成形テクノロジーに磨きをかける等、循環型ビジネスの確立に寄与してまいります。

4点目は、人的資本の強化を進めてまいります。労働人口の減少に伴う採用難を背景に、多様な価値観とバックグラウンドを持つ人材の確保、育成とデジタル領域に精通した人材の確保強化に努めるとともに組織の活力となる多様性を重視した人材育成、活用を進めてまいります。

５点目は、資本コストと株価を意識した経営と株主還元として、株式市場における当社評価の分析から現状課題を認識し、成長期待値の醸成と経営の効率化を進め、収益の改善に向けた

戦略を進め、企業価値の向上から株主還元に繋げてまいります。

今後におきましては当社の経営理念である「世界の日精　プラスチックをとおして人間社会を豊かにする」を実現するために、プラスチック産業として地球環境保全に一段と積極的に取組み、業界の価値向上に努めてまいる所存でありますので、株主の皆様には一層のご支援とご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

※１　BOPは低所得層のことで、世界の人口の過半数を占める40億人のことを示す。

第70期連結通期業績予想　（百万円）

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 一株当たり当期純利益(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| 第70期 2026年３月期 | 44,200 | 1,000 | 900 | 550 | 28.59 |

**６．その他株式会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2025年３月期（第69期）の決算業務の実施過程において、為替レートの適用相違により、連結グループ内の取引により取得した棚卸資産に含まれる未実現利益の消去金額の誤謬、並びに、一部の海外子会社に対する当社の前渡金・未収入金・買掛金及び売上原価の誤謬が判明いたしました。

当社は、これらの誤謬の修正のため、過年度の決算を訂正するとともに、2023年３月期（第67期）及び2024年３月期（第68期）の有価証券報告書、2023年３月期（第67期）第１四半期から2024年３月期（第68期）第３四半期までの各四半期報告書、並びに2025年３月期（第69期）の半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

## 7. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分＼期別 | 第 66 期<br>2022年3月期 | 第 67 期<br>2023年3月期 | 第 68 期<br>2024年3月期 | 第 69 期<br>(当連結会計年度)<br>2025年3月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高<br>(百万円) | 48,731 | 52,205 | 47,068 | 47,493 |
| 経常利益<br>(百万円) | 2,940 | 2,995 | 321 | 343 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)<br>(百万円) | 2,680 | 2,225 | △502 | 76 |
| 一株当たり当期純利益又は一株当たり当期純損失(△)<br>(円) | 137.43 | 114.13 | △26.16 | 3.98 |
| 純資産<br>(百万円) | 36,938 | 40,053 | 39,789 | 41,896 |
| 総資産<br>(百万円) | 68,852 | 78,035 | 83,608 | 86,479 |

(2) 当社の財産及び損益の状況

| 区分＼期別 | 第 66 期<br>2022年3月期 | 第 67 期<br>2023年3月期 | 第 68 期<br>2024年3月期 | 第 69 期<br>(当事業年度)<br>2025年3月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高<br>(百万円) | 36,452 | 37,068 | 32,363 | 34,970 |
| 経常利益<br>(百万円) | 2,656 | 3,829 | 855 | 699 |
| 当期純利益<br>(百万円) | 1,844 | 2,914 | 916 | 969 |
| 一株当たり当期純利益<br>(円) | 94.58 | 149.45 | 47.67 | 50.53 |
| 純資産<br>(百万円) | 30,890 | 33,359 | 33,381 | 33,425 |
| 総資産<br>(百万円) | 55,394 | 65,119 | 76,606 | 76,270 |

（注）2025年３月期（第69期）の決算業務の実施過程において、過年度における会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。2023年３月期（第67期）および2024年３月期（第68期）における数値は、過年度修正を反映した数値であります。

## 8. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

| 会　　社　　名 | 資　本　金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| NISSEI AMERICA,INC. | US＄82,578,036 | 100% | 当社製品の製造ならびに販売およびサービス |
| 日精樹脂工業科技（太倉）有限公司 | 180百万円 | 100% | 中国における当社製品の販売およびサービス |
| 日精塑料机械（太倉）有限公司 | 1,590百万円 | 100% | 当社製品の製造 |
| 日精塑料机械（海塩）有限公司 | 4,315百万円 | 100% | 当社製品の製造 |
| NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO.,LTD. | THB280,000,000 | 100% | 当社製品の製造 |
| 日精ホンママシナリー株式会社 | 257百万円 | 100% | 当社製品の製造および金属加工機械の製造販売 |
| NEGRI BOSSI S.P.A. | €15,974,974 | 99.99% | 射出成形機およびロボット機器の製造ならびに販売およびサービス |

(2) その他の子会社
株式会社日精テクニカ
日精メタルワークス株式会社
NISSEI MEXICO,S.A. DE C.V.
太倉滝田金属製品有限公司
上海尼思塑胶机械有限公司
NISSEI PLASTIC（HONG KONG）LTD.
台湾日精股份有限公司
NISSEI PLASTIC PHILIPPINES,INC.
NISSEI PLASTIC（VIETNAM）CO.,LTD.
NISSEI PLASTIC（THAILAND）CO.,LTD.
NISSEI（MALAYSIA）SDN.BHD.
PT.NISSEI PLASTIC INDONESIA
NISSEI PLASTIC（INDIA） PRIVATE LTD.
NISSEI EURORE,s.r.o.
ROBOLINE S.R.L.
NEGRI BOSSI S.A.U.
NEGRI BOSSI LTD.
NEGRI BOSSI FRANCE S.A.S.
NEGRI BOSSI(INDIA) PRIVATE LTD.
NEGRI BOSSI NORTH AMERICA,INC.
NBMX S.A. DE C.V.

## 9. 主な事業内容

当社グループは、主として射出成形機・周辺機器・部品・金型等の製造および販売を行っております。

## 10. 企業集団の主要な拠点

(1) 当社

| | |
|---|---|
| 本社及び本社工場 | 長野県埴科郡坂城町 |
| 営業所 | 東北（福島市）　東関東（さいたま市）　西関東（相模原市）<br>東海（小牧市）　長野（長野県埴科郡坂城町）　北陸（富山市）<br>大阪（松原市）　中国（加西市）　広島（広島市）　九州（福岡市） |
| 出張所 | 国内　9ヵ所 |
| テクニカルセンター | 本社テクニカルセンター（長野県埴科郡坂城町）<br>西日本テクニカルセンター（兵庫県明石市） |
| 営業推進部 | 東京都千代田区 |
| 支店 | 韓国　シンガポール |

(2) 子会社

| 会社名 | 区分 | 所在地 |
|---|---|---|
| 株式会社日精テクニカ | 本社 | 長野県埴科郡坂城町 |
| 日精メタルワークス株式会社 | 本社 | 新潟県上越市 |
| 日精ホンママシナリー株式会社 | 本社 | 兵庫県明石市 |
| NISSEI AMERICA,INC. | 本社 | 米国　テキサス州　サンアントニオ |
| NISSEI MEXICO,S.A. DE C.V. | 本社 | メキシコ　メキシコシティ |
| 日精塑料机械（太倉）有限公司 | 本社 | 中華人民共和国　太倉 |
| 日精樹脂工業科技（太倉）有限公司 | 本社 | 中華人民共和国　太倉 |
| 太倉滝田金属製品有限公司 | 本社 | 中華人民共和国　太倉 |
| 日精塑料机械（海塩）有限公司 | 本社 | 中華人民共和国　海塩 |
| 上海尼思塑胶机械有限公司 | 本社 | 中華人民共和国　上海 |
| NISSEI PLASTIC（HONG KONG）LTD. | 本社 | 中華人民共和国　香港 |
| 台湾日精股份有限公司 | 本社 | 台湾　台北 |
| NISSEI PLASTIC PHILIPPINES,INC. | 本社 | フィリピン　ラグナ州 |
| NISSEI PLASTIC（VIETNAM）CO.,LTD. | 本社 | ベトナム社会主義共和国　ホーチミン |
| NISSEI PLASTIC（THAILAND）CO.,LTD. | 本社 | タイ　バンコク |
| NISSEI PLASTIC MACHINERY（THAILAND）CO.,LTD. | 本社 | タイ　ラヨーン県 |
| NISSEI（MALAYSIA）SDN.BHD. | 本社 | マレーシア　クアラルンプール |
| PT.NISSEI PLASTIC INDONESIA | 本社 | インドネシア　ジャカルタ |
| NISSEI PLASTIC（INDIA）PRIVATE LTD. | 本社 | インド　グルガオン |
| NISSEI EURORE,s.r.o. | 本社 | スロバキア　ブラチスラバ |
| NEGRI BOSSI S.P.A. | 本社 | イタリア　ミラノ |
| ROBOLINE S.R.L. | 本社 | イタリア　ミラノ |
| NEGRI BOSSI S.A.U. | 本社 | スペイン　バルセロナ |

| 会社名 | 区分 | 所在地 |
|---|---|---|
| NEGRI BOSSI LTD. | 本社 | イギリス　ウォリックシャー |
| NEGRI BOSSI FRANCE S.A.S. | 本社 | フランス　オーヴェルニュ=ローヌ=アルプ |
| NEGRI BOSSI(INDIA) PRIVATE LTD. | 本社 | インド　アフマダバード |
| NEGRI BOSSI NORTH AMERICA,INC. | 本社 | 米国　デラウェア州　ニューキャッスル |
| NBMX S.A. DE C.V. | 本社 | メキシコ　メキシコシティ |

## 11. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 1,268名 | 85名減 |

(注) 当社グループは射出成形機事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(2) 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 466名 | 5名減 | 46.4歳 | 19.2年 |

(注) 派遣社員・嘱託・パート84名（前期末86名）は、含んでおりません。

## 12. 主要な借入先、借入額

(単位：百万円)

| 主要な借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社八十二銀行 | 7,436 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,399 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,575 |

## 13. その他企業集団の現況における重要な事項

該当事項はありません。

## Ⅱ．会社の株式に関する事項

**1. 発行可能株式総数**　54,000,000株

**2. 発行済株式の総数**　19,236,345株（自己株式3,035,655株を除く。）

**3. 当事業年度末の株主数**　17,894名

**4. 大株主（上位10名）及びその持株数**

| 株主名 | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|---|---|---|
| 有限会社アオキエージェンシー | 1,889 | 9.8 |
| 清原達郎 | 1,585 | 8.2 |
| 日精樹脂工業取引先持株会 | 1,558 | 8.1 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,531 | 8.0 |
| 株式会社八十二銀行 | 949 | 4.9 |
| 依田穂積 | 638 | 3.3 |
| 前田陽太 | 410 | 2.1 |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 346 | 1.8 |
| 八十二キャピタル株式会社 | 340 | 1.8 |
| 日精樹脂工業株式会社従業員持株会 | 290 | 1.5 |

（注）持株比率は自己株式(3,035,655株)を控除して計算しております。

## Ⅲ．会社役員に関する事項

### 1. 取締役の氏名等

（2025年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 依　田　穂　積 | NEGRI BOSSI S.P.A.　会長<br>NISSEI AMERICA,INC.　会長 |
| 常務取締役 | 小　林　孝　浩 | 生産本部・品質保証部・安全保障貿易管理担当<br>日精メタルワークス株式会社　代表取締役会長<br>日精ホンママシナリー株式会社　代表取締役会長<br>日精塑料机械（太倉）有限公司　董事長<br>NISSEI　PLASTIC　MACHINERY　（THAILAND）CO.,LTD.　会長<br>日精塑料机械（海塩）有限公司　董事長<br>太倉滝田金属製品有限公司　董事長 |
| 取締役 | 堀　内　一　義 | 財務部・海外現地法人担当 |
| 取締役<br>営業本部長 | 桜田喜久男 | NISSEI PLASTIC（HONG KONG）LTD.　董事長<br>台湾日精股份有限公司　董事長<br>NISSEI MEXICO,S.A.DE C.V.　社長<br>NISSEI PLASTIC（THAILAND）CO.,LTD.　会長<br>上海尼思塑胶机械有限公司　董事長<br>NISSEI PLASTIC（VIETNAM）CO.,LTD.　会長<br>NISSEI PLASTIC（INDIA）PRIVATE LTD.　会長<br>NISSEI PLASTIC PHILIPPINES,INC.　社長<br>PT.NISSEI PLASTIC INDONESIA　会長<br>日精樹脂工業科技（太倉）有限公司　董事長<br>NISSEI EUROPE,s.r.o.　会長 |
| 取締役 | 今　井　昭　彦 | 内部監査室・経営企画部・人事部・総務部・コンプライアンス・リスク管理担当<br>株式会社日精テクニカ　代表取締役会長 |
| 取締役<br>技術本部長 | 駒　村　　勇 | |
| 取締役 | 平　　洋　輔 | 平洋輔税理士事務所　所長 |
| 取締役 | スティーヴン　ブルース　ムーア | MLT ANALYTICS社　CEO |
| 取締役<br>（常勤監査等委員） | 半　田　芳　直 | |
| 取締役<br>（監査等委員） | 成　澤　一　之 | |
| 取締役<br>（監査等委員） | 西　田　治　子 | オフィス・フロネシス　代表<br>一般社団法人Women Help Women　代表理事 |

（注）1. 取締役平洋輔氏、取締役スティーヴン　ブルース　ムーア氏、取締役（監査等委員）成澤一之氏、取締役（監査等委員）西田治子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

2. 取締役（常勤監査等委員）半田芳直氏は、当社の内部監査室長および監査役室長を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実

効性を高め、監査・監督機能を強化するために同氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役平洋輔氏は、平洋輔税理士事務所の所長であります。なお、当社と平洋輔税理士事務所との間に特別な関係はありません。
4. 取締役スティーヴン　ブルース　ムーア氏は、MLT ANALYTICS社のCEOであります。なお、当社とMLT ANALYTICS社との間に特別な関係はありません。
5. 取締役（監査等委員）西田治子氏は、オフィス・フロネシスの代表および一般社団法人Women Help Womenの代表理事であります。なお、当社とオフィス・フロネシスおよび一般社団法人Women Help Womenとの間に特別な関係はありません。
6. 取締役候補者の指名においては、社内取締役３名および社外取締役４名で構成する指名委員会において社内で定める取締役候補者選任基準を基に、能力、見識、専門知識等を総合的に判断の上で選考し、取締役会において候補者を選任しております。
7. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失の場合には塡補の対象としないこととしております。

## 2. 取締役の報酬等

⑴取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬ならびに非金銭報酬（ストック・オプション）により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑みて基本報酬のみを支払うこととしております。

②基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（役位報酬）は、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」および日本取締役協会の「経営者報酬のガイドライン」等を参考に算定を行っております。社外取締役は、役員報酬規程に基づき算出する固定報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬については年額報酬を役員報酬規程に基づき、毎月定期同額を支払うこととしております。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方法（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針含む）

1．業績連動報酬

業績連動報酬については、当該連結会計年度の業績および次期の経営環境予想等に基づき各取締役の業務執行状況を加味した報酬評価基準表により算定しております。

報酬評価基準表は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、ROE、配当性向等の各項目における開示値および前年同期との増減比較率より自動的に算出される定量的評価基準と担当する業務に対する取組姿勢、結果から報酬委員会にて協議された定性的評価基準に基づき作成しております。

業績連動報酬については、年額報酬を役員報酬規程に基づき、毎月定期同額を支払うこととしております。

2．ストック・オプション報酬

ストック・オプション報酬については、取締役新株予約権支給規則の定めに基づき、役位別に定めるストック・オプション報酬額を当該新株予約権１個当たりの公正価額で除した数を割り当てております。公正価額の算出はブラック・ショールズ・モデルを用いております。

ストック・オプションについては、内規で定める取締役新株予約権支給規則に基づき、毎年７月に１年分を付与しております。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討を行っております。取締役会は、報酬委員会の答申内容を最大限尊重して当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の役位報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容を踏まえて決定を行います。

ストック・オプション報酬につきましては、報酬委員会からの答申を踏まえて取締役会で取締役個人の割当数を決議することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会

からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑵取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年６月24日開催の第66期定時株主総会において、年額320百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役２名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し年額70百万円以内でストック・オプションとして新株予約権を割り当てる旨のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は８名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年６月24日開催の第66期定時株主総会において年額50百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名であります。

⑶取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長依田穂積が取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。委任する権限の内容は、各取締役の役位報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は、諮問機関である報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。

⑷当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区　分 | 報酬等の総額(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる役員の員数(名) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 214<br>(9) | 164<br>(9) | 20<br>(―) | 30<br>(―) | 11<br>(2) |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 28<br>(9) | 28<br>(9) | ―<br>(―) | ―<br>(―) | 3<br>(2) |
| 合　計<br>(うち社外役員) | 243<br>(19) | 192<br>(19) | 20<br>(―) | 30<br>(―) | 14<br>(4) |

（注）１．取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人

分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の該当者はおりません。

2. 業績連動報酬は、当該連結会計年度の業績および次期の経営環境予想等に基づき各取締役の業務執行状況を加味した報酬評価基準表により算定しております。報酬評価基準表は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益等の各項目における開示および前期との増減比率より自動的に算出される定量的評価基準と担当する業務に対する取組姿勢結果から報酬委員会にて協議された定性的評価基準に基づき作成しております。なお、当連結会計年度を含む連結売上高、連結経常利益の推移は「Ⅰ　６．財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであり、これらを業績指標として選定した理由は、当社の業績全体を俯瞰するために適していると判断したためであります。
3. 非金銭報酬等として取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとして新株予約権を交付しております。当該ストック・オプションの内容およびその交付状況は「⑴取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」および「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。なお、「会社の新株予約権等に関する事項」は、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。電子提供措置事項を掲載しているインターネット上の各ウェブサイトにてご確認ください。
4. 当事業年度末の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名（うち社外取締役２名）であります。上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数と相違しておりますのは、2024年６月26日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでいるためであります。

## 3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社の関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「1. 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 在任期間 | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 平　洋輔 | 8年9ヶ月 | 当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に税務及び会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。<br>また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 取締役 | スティーヴンブルースムーア | 2年9ヶ月 | 当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に、グローバルな視点でのプラスチック産業全般に関する知見から意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。<br>また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 成澤一之 | 2年9ヶ月 | 当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に、経営管理全般に関する豊富な経験および高い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。<br>また、当事業年度に開催された監査等委員会20回全てに出席し、当社の内部監査および経理システムならびにコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。<br>また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |

| 区　分 | 氏　名 | 在任期間 | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った<br>職務の概要 |
|---|---|---|---|
| 取　締　役<br>(監査等委員) | 西 田 治 子 | 2 年 9 ヶ月 | 当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に企業経営、ガバナンスに関する豊富な経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。<br>また、当事業年度に開催された監査等委員会20回全てに出席し、当社の内部監査および経理システムならびにコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。<br>また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |

(注) 1. 取締役（監査等委員）成澤一之氏および取締役（監査等委員）西田治子氏の社外役員としての在任期間は、社外取締役および社外監査役としての在任期間を通算すると、成澤一之氏が13年９ヶ月、西田治子氏が４年９ヶ月となります。

2. 取締役平洋輔氏、取締役スティーヴン　ブルース　ムーア氏、取締役（監査等委員）成澤一之氏および取締役（監査等委員）西田治子氏は、東京証券取引所ならびに名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3. 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の責任限定契約に関する規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当社の社外取締役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 在任期間は2025年３月31日を基準日として記載しております。

## Ⅳ．会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

かなで監査法人

### 2. 報酬等の額

| 当社が支払うべき報酬等の額 | かなで監査法人 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 44,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 44,000千円 |

（注）1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の会計監査の職務執行状況および当事業年度の監査時間ならびに報酬見積りの算出根拠等について適切で妥当性があるかどうかについて検討をした結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の子会社であるNISSEI AMERICA,INC.　日精樹脂工業科技（太倉）有限公司NEGRI BOSSI S.P.A.は、当社の会計監査人以外の会計監査人による監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## Ⅴ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制として次の通り決議しております。

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴当社及びグループ会社は「プラスチックをとおして、人間社会を豊かにする」の経営理念に則った「日精樹脂工業行動憲章」に基づき法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

⑵取締役会は「コンプライアンス規程」を定め、法令、社内規則及び企業倫理の遵守を徹底し、当社及びグループ会社に勤務するすべての者がこれを遵守する。

⑶取締役会は、法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止と社内通報制度を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。

⑷取締役会は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、警察等の関係行政機関と連携を取りながら反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備し、当社及びグループ会社に勤務する全ての者がこれを遵守する。

### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

⑴取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令等の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書規程及び情報管理規程に基づき、適切な保存管理を行う。

⑵諸規程の適正な運用を図ると共にその保存媒体に応じ適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて体制の見直しを図る。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴取締役会は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスク管理規程に基づき、会社のリスクの把握及び管理を行う。

⑵各部門を管掌する取締役は担当職務に内在するリスクを把握、分析評価を行い適切な対策を実施する。

⑶不測の事態及び災害、システム障害等への対応として、社内規程等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画（BCP）及び各マニュアル等の着実な運用を図ると共に想定される様々な災害等のリスクによる損害を最小限に止める体制を整える。

**4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

⑴取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会は取締役会規程に基づき原則月１回開催し、必要に応じて随時開催する。当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、経営会議において事前に協議を行い、その審議を経て取締役会において決議を行う。

⑵取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程等に基づき業務所管部署の責任と権限を定め、適正な体制を確立する。必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な職務執行体制を維持する。

⑶取締役会の実効性の評価を行い、透明性の高い経営体制を維持する。

**5. 当社並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

⑴連結子会社を中心とするグループ会社全てにおける企業集団として業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び海外グループ会社管理規程を定め、経営管理体制を統制する。

⑵多様化する業務の適正を確保するため、連結子会社等の取締役及び使用人は、規程等に基づいたグループ会社の経営上の重要な事項に関しては、当社への協議及び報告を通じて連結子会社等の経営管理を行う。

⑶当社及び連結子会社は、財務報告の適切性・信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制体制を整備する。

**6. 監査等委員会の監査環境に関する体制**

⑴監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、必要に応じて監査等委員会室を設置しスタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員を除く取締役と監査等委員会が意見交換する。

⑵当該使用人の監査等委員を除く取締役からの独立性に関する事項

指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、監査等委員を除く取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑶取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員を除く取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査等委員会に対して報告すべき事項及び方法については法令及び規程に準ずるものとし、その他は取締役会と監査等委員会との協議により決定する。前記に係らず監査等委員会は必要に応じて監査等委員を除く取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る。

⑷監査等委員会に報告した監査等委員を除く取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報制度において監査等委員会に報告する体制及び規程を整備する。

⑸その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査上の重要事項につき代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要課題につき意見交換を行う。また会計監査人と定期的に会合を持ち、意見、情報交換を行うなどの連携を図る。

**7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次の通りであります。

当社グループは、取締役会において決議された内部統制体制の整備に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社において内部統制システムを整備し、運用しております。

期初においては、経営説明会を使用人に対して実施し、経営方針、経営課題等の説明を行い、認識の統一化を図っております。期中においては四半期毎に経営説明会を実施して進捗状況を使用人に説明するほか、代表取締役等の役付取締役による各部門のヒアリングを適宜実施し、進捗状況の確認及び適切な業務運営の体制を確保しております。また、取締役会の実効性を確保するため取締役（監査等委員である取締役及び社外役員含む）に対してアンケート調査を実施して取締役会の実効性の評価・改善を行い、経営の透明性、健全性を確保しております。

取締役及び使用人を対象に、年４回のコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。さらに内部監査部門において、業務が適正に行われているか等の業務監査を部門毎に実施し、取締役会に報告する体制を整備しております。

また、リスク管理体制においては、当社グループとして年１回BCP訓練を実施し、その訓練の結果からBCPマニュアルを改訂し実効性を高めております。海外子会社においても各国におけるリスクを洗い出し、リスクに応じた対応策を講じております。

当社の子会社に対しては、当社による経営管理を一本化した運営を行い、経営状況、マーケット分析のほか各国の税制、法令の把握等に努め、現地法人の管理体制の強化に努めております。また定期的に当社の監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門が監査を行い、内部統制の有効性評価を通じて改善に努めております。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

以上

# 連結貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **60,491** | **流動負債** | **31,362** |
| 現金及び預金 | 6,750 | 支払手形及び買掛金 | 7,026 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 7,062 | 短期借入金 | 17,166 |
| 電子記録債権 | 1,201 | １年内返済予定の長期借入金 | 2,936 |
| 商品及び製品 | 23,350 | リース債務 | 196 |
| 仕掛品 | 6,506 | 未払法人税等 | 229 |
| 原材料及び貯蔵品 | 11,657 | 賞与引当金 | 100 |
| 未収入金 | 2,900 | 製品保証引当金 | 112 |
| 未収還付法人税等 | 182 | その他 | 3,593 |
| その他 | 1,183 | **固定負債** | **13,220** |
| 貸倒引当金 | △303 | 長期借入金 | 9,885 |
| **固定資産** | **25,988** | 長期未払金 | 95 |
| **有形固定資産** | **20,536** | リース債務 | 334 |
| 建物及び構築物 | 8,140 | 繰延税金負債 | 23 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,305 | 退職給付に係る負債 | 2,820 |
| 工具、器具及び備品 | 249 | その他 | 62 |
| 土地 | 4,909 | **負債合計** | **44,583** |
| リース資産 | 484 | （純資産の部） | |
| 建設仮勘定 | 3,446 | **株主資本** | **34,593** |
| **無形固定資産** | **452** | **資本金** | **5,362** |
| リース資産 | 3 | **資本剰余金** | **5,325** |
| その他 | 448 | **利益剰余金** | **25,810** |
| **投資その他の資産** | **4,999** | **自己株式** | **△1,906** |
| 投資有価証券 | 2,181 | **その他の包括利益累計額** | **7,084** |
| 繰延税金資産 | 2,181 | その他有価証券評価差額金 | 779 |
| 退職給付に係る資産 | 31 | 為替換算調整勘定 | 6,336 |
| その他 | 606 | 退職給付に係る調整累計額 | △32 |
| 貸倒引当金 | △1 | **新株予約権** | **217** |
| | | **非支配株主持分** | **1** |
| **資産合計** | **86,479** | **純資産合計** | **41,896** |
| | | **負債及び純資産合計** | **86,479** |

# 連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **47,493** |
| **売上原価** | | **33,843** |
| **売上総利益** | | **13,650** |
| **販売費及び一般管理費** | | **13,208** |
| **営業利益** | | **442** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 206 | |
| 仕入割引 | 21 | |
| 受取賃貸料 | 27 | |
| 受取手数料 | 16 | |
| 売電収入 | 22 | |
| 助成金収入 | 69 | |
| その他 | 165 | **529** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 262 | |
| 為替差損 | 337 | |
| 売電費用 | 6 | |
| その他 | 22 | **628** |
| **経常利益** | | **343** |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 436 | **436** |
| **特別損失** | | |
| 特別退職金 | 516 | **516** |
| **税金等調整前当期純利益** | | **263** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 545 | |
| 法人税等調整額 | △358 | **187** |
| **当期純利益** | | **76** |
| **非支配株主に帰属する当期純損失** | | **0** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **76** |

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)　　(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| **流動資産** | **38,256** | **流動負債** | **30,441** |
| 現金及び預金 | 465 | 支払手形 | 230 |
| 受取手形 | 210 | 買掛金 | 8,314 |
| 電子記録債権 | 1,201 | 短期借入金 | 17,736 |
| 売掛金 | 8,506 | 1年内返済予定の長期借入金 | 2,907 |
| 契約資産 | 477 | リース債務 | 11 |
| 商品及び製品 | 9,199 | 未払金 | 757 |
| 仕掛品 | 3,535 | 未払費用 | 50 |
| 原材料及び貯蔵品 | 5,827 | 未払法人税等 | 122 |
| 前渡金 | 1,787 | 契約負債 | 177 |
| 前払費用 | 87 | 預り金 | 27 |
| 未収入金 | 4,693 | 賞与引当金 | 70 |
| 関係会社短期貸付金 | 2,094 | 製品保証引当金 | 17 |
| その他 | 199 | 受注損失引当金 | 9 |
| 貸倒引当金 | △29 | その他 | 7 |
| **固定資産** | **38,014** | **固定負債** | **12,403** |
| 有形固定資産 | 8,956 | 長期借入金 | 9,720 |
| 建物 | 2,414 | 長期未払金 | 95 |
| 構築物 | 113 | リース債務 | 18 |
| 機械装置 | 2,049 | 退職給付引当金 | 2,564 |
| 車両運搬具 | 4 | その他 | 5 |
| 工具器具備品 | 100 | **負債合計** | **42,844** |
| 土地 | 4,015 | | |
| リース資産 | 26 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 230 | **株主資本** | **32,427** |
| 無形固定資産 | 442 | 資本金 | 5,362 |
| ソフトウェア | 436 | 資本剰余金 | 5,511 |
| リース資産 | 1 | 資本準備金 | 5,342 |
| その他 | 5 | その他資本剰余金 | 168 |
| 投資その他の資産 | 28,615 | 利益剰余金 | 23,459 |
| 投資有価証券 | 1,505 | 利益準備金 | 591 |
| 関係会社株式 | 26,189 | その他利益剰余金 | 22,868 |
| 敷金及び保証金 | 60 | 別途積立金 | 7,525 |
| 繰延税金資産 | 851 | 繰越利益剰余金 | 15,343 |
| その他 | 10 | 自己株式 | △1,906 |
| 貸倒引当金 | △1 | **評価・換算差額等** | **779** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 779 |
| | | **新株予約権** | **217** |
| | | **純資産合計** | **33,425** |
| **資産合計** | **76,270** | **負債及び純資産合計** | **76,270** |

# 損 益 計 算 書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **34,970** |
| **売上原価** | | **28,718** |
| **売上総利益** | | **6,251** |
| **販売費及び一般管理費** | | **5,885** |
| **営業利益** | | **366** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 738 | |
| 受取賃貸料 | 27 | |
| 売電収入 | 22 | |
| その他 | 62 | 850 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 119 | |
| 為替差損 | 384 | |
| 賃貸収入原価 | 2 | |
| 売電費用 | 6 | |
| その他 | 5 | 517 |
| **経常利益** | | **699** |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 436 | 436 |
| **税引前当期純利益** | | **1,136** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 263 | |
| 法人税等調整額 | △97 | 166 |
| **当期純利益** | | **969** |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年６月30日

日精樹脂工業株式会社
取　締　役　会　　御　中

**かなで監査法人**
東　京　都　中　央　区
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　杉　田　昌　則
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　若　月　　健

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日精樹脂工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日精樹脂工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の純資産を修正している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書　謄本

# 独立監査人の監査報告書

2025年６月30日

日精樹脂工業株式会社
　取　締　役　会　　御　中

かなで監査法人
東　京　都　中　央　区
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　杉　田　昌　則
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　若　月　　健

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日精樹脂工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、誤謬の訂正を行い、期首の純資産を修正している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書　謄本

## 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、海外子会社管掌部門及び子会社の取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制については開示すべき重要な不備があり有効ではありませんが、取締役はその改善に取り組んでおり、また、当期の計算書類及びその付属書類並びに連結計算書類の適正性に影響が生じておりません。今後とも継続的な改善状況について注視してまいります。

なお、事業報告に記載のとおり当社は公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。監査等委員会といたしましては、グループ全体で是正及び再発防止に向けた取り組みが適切になされているか、また再発防止策の実効性について注視してまいります。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、会計監査人かなで監査法人から、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制については開示すべき重要な不備があり有効ではないことを踏まえた上で、会計監査を行った旨の報告を受けております。

2025年６月30日

日精樹脂工業株式会社　監査等委員会

| | | |
|---|---|---|
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 半田芳直 | ㊞ |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 成澤一之 | ㊞ |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 西田治子 | ㊞ |

以上

# 株主総会継続会会場ご案内図

長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地
日精樹脂工業株式会社　本社本館２階会議室
電話 0268(82)3000（代表）

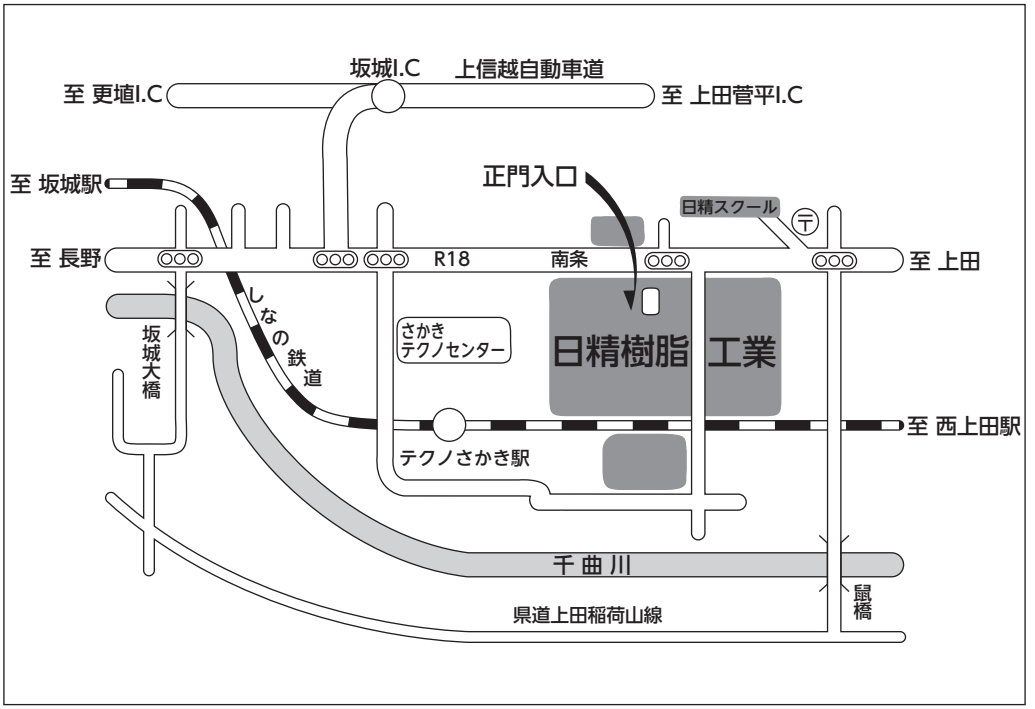


〔交通案内〕

○上田駅（JR北陸新幹線）よりタクシーで約20分
○テクノさかき駅（しなの鉄道）より徒歩約10分
○坂城I.C（上信越自動車道）より約５分

UD FONT